平成２７年（フ）第３３３２号
東京都練馬区豊玉中４丁目11―30
債務者　福崎　恵美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３３５号
東京都江戸川区東葛西４丁目14―６―201
債務者　小林　克徳
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３６号
静岡県焼津市すみれ台１丁目16番306号、旧住所静岡県焼津市上泉612番地の197
債務者　原口ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３６号
岡山市東区可知４丁目４番Ｉ―201号
債務者　**徳**永　久夫
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３７号
岡山市東区可知４丁目４番Ｉ―201号
債務者　**徳**永　典子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３号
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目58番地ライオンズマンション西武立川204号
債務者　金野　麻衣
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1148番地530
債務者　大久保幸子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１６６３号
東京都豊島区西池袋３丁目36―20―401
債務者　内田寿美代（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７３７号
東京都世田谷区経堂２丁目10―10　経堂アパート２―６
債務者　山下　正高
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１１８号
東京都板橋区向原１丁目８―８―205
債務者　古谷田ひとみ（旧姓釣井）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５４号
横浜市港北区綱島西５丁目４番55号　ＦＯＲＥＳＴ302
債務者　平井　研二
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０３号
横浜市神奈川区白幡上町10番27号　ハウスシーザシー２―Ｄ
債務者　三井　健市
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５号
静岡県榛原郡吉田町住吉2959番地　住吉ハイツＡ201
債務者　太樂　愛里
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７号
静岡市清水区相生町２番18号　フヨウビル６Ａ、旧住所静岡市清水区小河内3460番地の１
債務者　北條　正美
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０号
静岡県焼津市西小川５丁目６番地の１　小川竪小路団地３棟203号、住民票上の住所静岡県藤枝市時ケ谷399番地の７
債務者　近藤　敬久
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部